

運輸安全マネジメントへの取り組みについて

東京空港交通株式会社は、輸送の安全を確保することが最も重要であることを自覚し、以下のとおり全社員が一丸となって、絶えず輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1．輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、輸送の安全について次のとおり基本的な方針を定め、全社員に十分周知させます。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2．輸送の安全に関する重点施策

当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、下記の事項を実施いたします。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- (6) 会社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。

3．輸送の安全に関する目標（前年度の目標達成状況と今年度の目標）

(1) 平成 21 年度の目標達成状況

前年度の加害事故件数に対して 10%削減するとの目標をたて事故防止対策に取り組んでまいりました。その結果、加害事故件数は対前年比 86.5%(13.5%の削減)に減少する事が出来、目標値が達成されました。

但し、第 4 項のとおり自動車事故報告規則第 2 条の規定によって届出義務のある重大事故（乗務員の健康に起因する事故）が 1 件発生致しました。

(2) 平成 22 年度の目標

前年度の加害事故件数に対して 10%削減を目標値とします。

4．事故統計（自動車事故報告規則第2条の規定によって届出義務のある事故）

平成21年度 加害事故 1件（乗務員の健康に起因する物損事故）
平成21年度 被害事故 0件

5．輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成すべく、次のとおり輸送の安全に関する計画を策定しました。

(1) 乗務員研修・教育計画

乗務員の安全運転に関する知識と技術を向上させるため、『(財)自動車安全センター中央交通安全研修所』において特別カリキュラムによる安全運転研修を計画的に受講させます。

乗務員の安全意識を啓蒙することを目的に、安全運転の心構えと基本操作について計画的に社内研修を実施します。

新任乗務員、事故惹起者、職種変更者等について、一定期間の社内研修を実施します。

乗務員に対し、受講洩れのないよう計画的に適性診断を受診させ、その結果に基づいて管理者が個別に指導・助言を行います。

また、運行及び車両等に新たな事柄が追加されたり変更が生じた際には、所要の教育を実施し十分な習熟を図ります。

(2) 管理者教育

運行管理者、運行管理補助者は、『(独)自動車事故対策機構』による基礎・一般講習を計画的に受講させます。

管理職・指導職の資質向上および意識の共有を図るため、社内研修を実施します。

(3) 事故防止運動

全社的に年4回の安全運動を実施します。

春の全国交通安全運動：4月6日～15日

夏の交通安全運動：7月下旬

秋の全国交通安全運動：9月下旬

年末年始輸送安全総点検：12月10日～1月10日

(4) サービス向上運動

接客マナーの向上は安全に繋がるとの考えから、全社員の接客マナー向上を目的として「フレンドリーサービス運動」を行っています。特に毎年4月、10月を「フレンドリーサービス強化月間」として関連会社も協力してモニタリング等を実施しています。

(5) 飲酒運転の防止

飲酒運転を未然に防止するための「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、始業・終業時や仮眠前後にアルコールチェッカーを活用し、厳しく飲酒の有無をチェックしています。

道路交通法に定める酒気帯びの基準、呼気1リットル中0.15ミリグラムよりも厳格な数値、0.05ミリグラム以上を基準として社内規程を設け、検知された者に対しては厳正な処分を行っております。

- (6) 運転記録証明書
 毎年、経営トップ以下全社員について運転記録証明書の提出を義務付け、勤務外における法令違反の有無を確認し安全運転意識の向上に努めております。
- (7) 車両の点検整備・更新計画
 点検整備
 自社整備工場において、法定点検のほか独自に 30 日点検を実施し、信頼性の向上に努めております。
 新車購入計画
 最新車両への更新を計画的に進めており、平成 21 年度は 21 両について実施しました。平成 22 年度は 16 両について更新する計画です。
- (8) ドライブレコーダーの活用
 当社では 150 台の車両にドライブレコーダーを搭載し、事故の予防を目的とした安全教育指導に活用しています。
- (9) 各委員会の開催
 安全管理委員会
 四半期ごとに 1 回開催し、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し絶えず安全性の向上に取り組みます。
 事故調査会
 毎月 1 回開催し、すべての事故について事実関係を厳正に調査、検討し、事故の再発防止策に取り組みます。
 サービス委員会
 毎月 1 回開催し、全社員のサービス向上について検討し、レベルアップを図ります。

6. 輸送の安全に関する予算等の投資額

輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。平成 21 年度の輸送の安全向上を目的とした投資実績額及び平成 22 年度の計画投資額は次のとおりです。

(1) 平成 21 年度投資実績額	合計 1,243 百万円
内訳	
最新車両購入	666 百万円
車両整備	260 百万円
乗務・安全運転手当・報奨	256 百万円
社外安全運転研修(92名)	5 百万円
運行関連諸設備の維持・改善(車庫改修・安全対策等)	56 百万円

(2) 平成 22 年度投資計画額	合計 1,017 百万円
内訳 最新車両購入	432 百万円
車両整備	266 百万円
乗務・安全運転手当・報奨	255 百万円
社外安全運転研修（120 名）	6 百万円
運行関連諸設備の維持・改善（車庫改修・安全対策等）	58 百万円

7. 輸送の安全に関する組織体制と指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制と指揮命令系統については、別掲のとおりです。

（資料 1 及び資料 2 の別紙）

8. 安全統括管理者及び安全管理規程

安全統括管理者 常務取締役 平 湯 正 志

安全管理規程は別掲のとおりです。（資料 2）

9. 災害・事故の報告連絡体制

災害・事故の報告連絡体制については、別掲のとおりです。（資料 3）

10. 輸送の安全に関する内部監査

平成 22 年 2 月 19 日～3 月 15 日に亘り、現業部門（運行部、整備部、及びランプバス部）に対して内部監査を実施しました。経営管理部門については平成 22 年 2 月 25 日に内部監査を実施しました。

(1) 監査実施者

安全統括管理者、副安全統括管理者、安全管理委員、安全管理委員会事務局

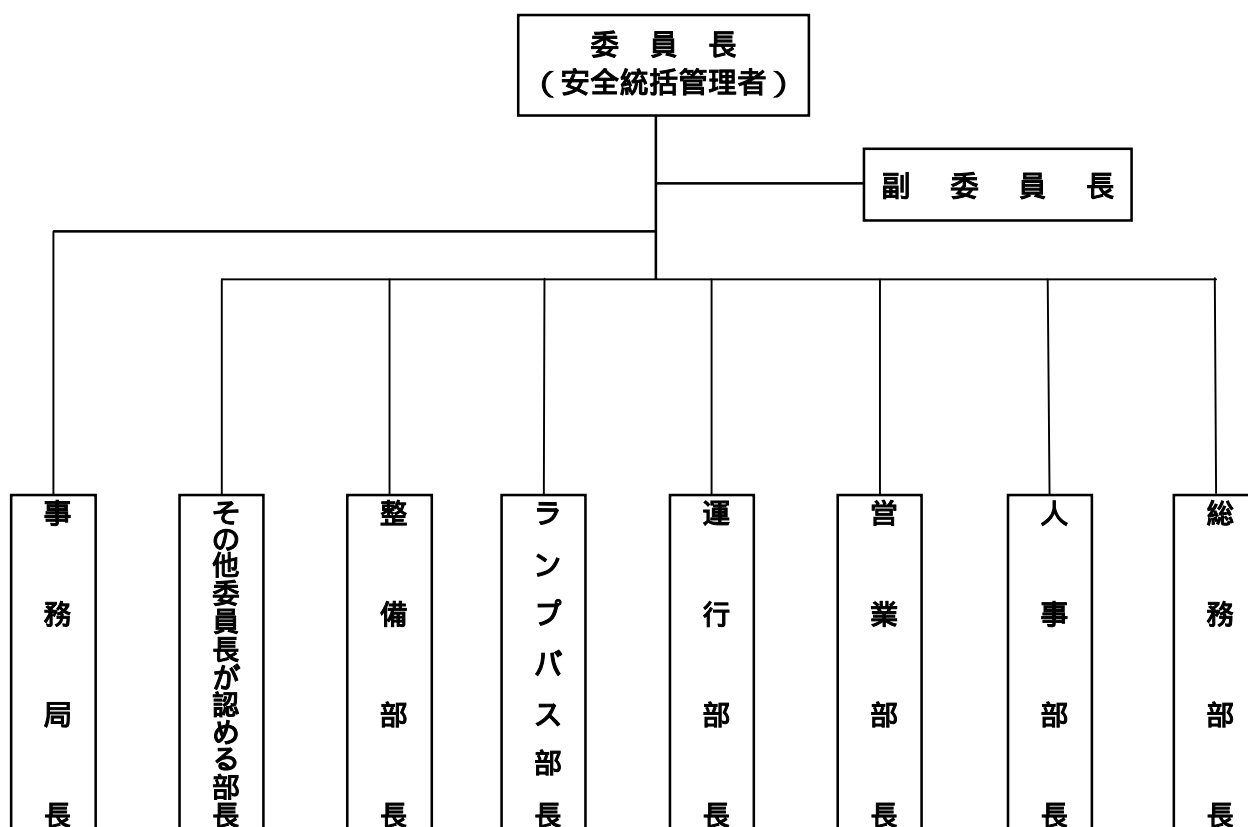
経営管理部門については、業務監査部が監査を実施しました。

(2) 監査結果

各所とも安全マネジメントの趣旨を理解し、安全目標、並びに輸送の安全に関するテーマを設定し、輸送の安全確保に取り組んでいる事を確認しました。

以 上

資料 1



- (1) 委員長は、安全統括管理者が務める。
- (2) 総務部長、人事部長、営業部長、運行部長、ランプバス部長、整備部長、その他委員長が必要と認める者を委員とする。
- (3) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が一時的な理由によりその職務を遂行できない場合は、これを代行する。

資料 2

東京空港交通 安全管理規程

目次

第 1 章 総則

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法の改正により安全管理の強化が求められたことに伴い、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業（空港制限区域内におけるランプバス事業を含む）に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 会社は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 会社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 会社は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 会社は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 会社は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する事業を円滑に行うため安全管理委員会を設置することとし、その詳細は別に定める。
- 3 輸送の安全に関する指揮命令系統は、別紙の通りとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 会社は、取締役のうち旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から、安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、改善に関する意見を述べる等必要な措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 会社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、その目標を達成すべく計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 会社は、経営トップと現業部門や運行管理者、整備管理者、乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定めるところによる。

- 2 会社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 会社は、第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のための方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 会社は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

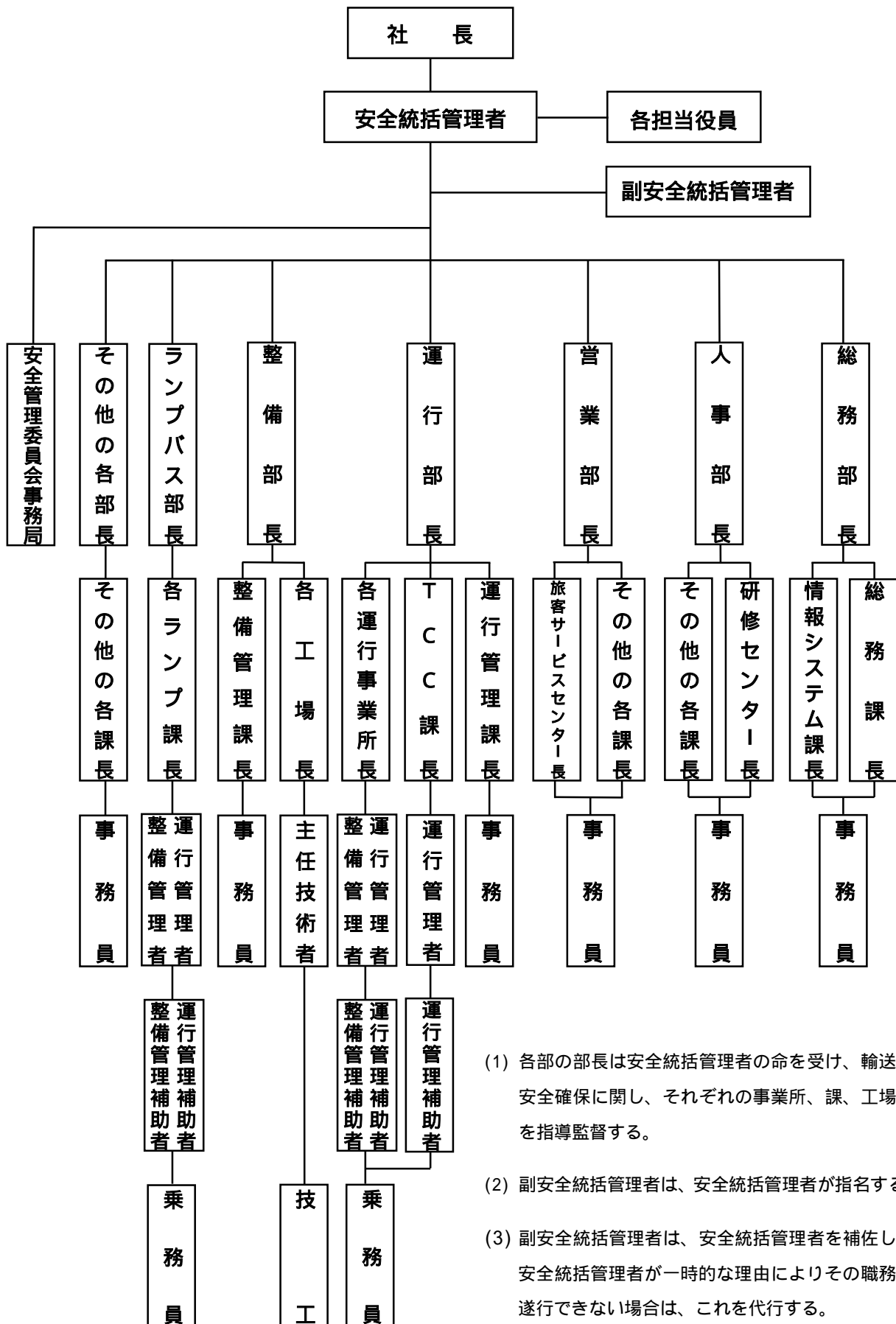
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付則

- 1 . この規程は、平成 18 年 10 月 1 日に制定する。
- 2 . この規程は、平成 21 年 6 月 19 日に改定する。

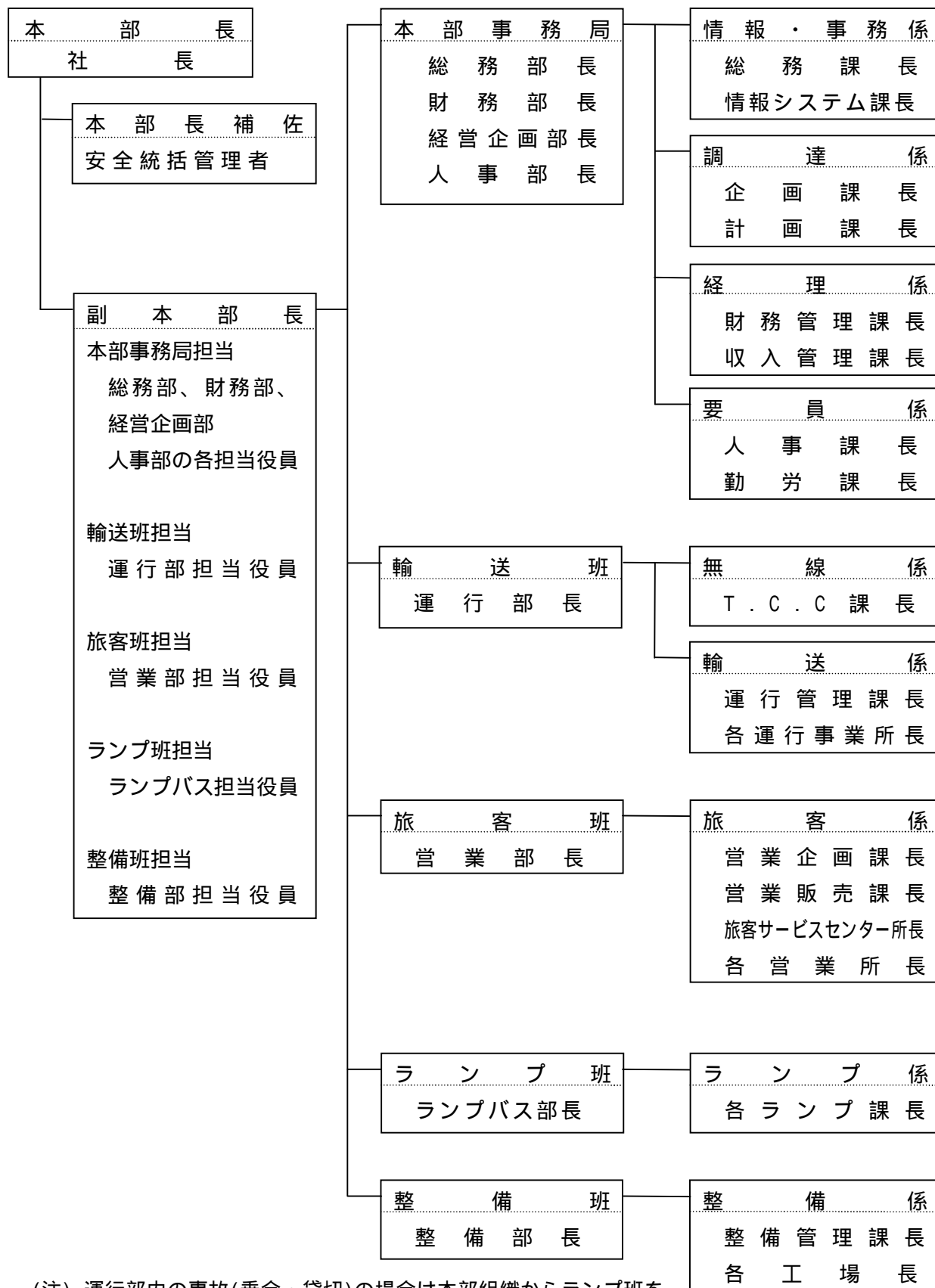
別紙

輸送の安全に関する指揮命令系統



- (1) 各部の部長は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、それぞれの事業所、課、工場等を指導監督する。
- (2) 副安全統括管理者は、安全統括管理者が指名する。
- (3) 副安全統括管理者は、安全統括管理者を補佐し、安全統括管理者が一時的な理由によりその職務を遂行できない場合は、これを代行する。

災害・事故対策本部組織図



(注) 運行部内の事故(乗合・貸切)の場合は本部組織からランプ班を除き、ランプ内の事故の場合は輸送班を除くものとする。